仕　　様　　書

1　品　　名　　　レギュラーガソリン

2　規　　格　　　ＪＩＳ規格　２号

3　数　　量　　　その都度、必要に応じて発注する。
　　　　　　　　　契約期間の見込数量　36,000 ﾘｯﾄﾙ

4　納入場所　　　長岡市内の貴社のガソリンスタンド
　　　　　　　　　なお、買主の都合により、貴社の他店舗でも給油できるものとする。

5　契約期間　　　令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

6　給油方法　　(1)　給油作業は、給油カード（公用車１台につき、１枚作成すること。）を確認の上、貴社の従業員が行うこと。
　　　　　　　　(2)　セルフ式給油所の場合は、給油した職員が貴社の従業員へレシートを提示するので、レシートに車両番号を明示し、署名又は押印して職員へ返却すること。
　　　　　　　　　※　給油対象公用車台数（令和７年４月現在）
　　　　　　　　　　　企画振興部　３台
　　　　　　　　　　　県税部　７台
　　　　　　　　　　　健康福祉環境部　14 台
　　　　　　　　　　　農林振興部　29 台
　　　　　　　　　　　地域整備部　23 台
　　　　　　　　　　　児童・障害者相談センター　２台
　　　　　　　　　　　合計　78 台

7　そ　の　他　　(1)　契約単価は市場価格の変動に伴い、その都度両者で協議し変更する。
　　　　　　　　　　契約単価の変更の協議は、新潟県出納局におけるガソリン等物品売買基本協定書のレギュラーガソリンの本体価格（以下「本体価格」という。）に１円以上の増減が生じた場合に行うこととし、変更の額は、本体価格の増減幅を参考とする。
　　　　　　　　(2)　代金の請求は、別紙物品売買（単価）契約書（案）の別記契約条項第４条による方法で行うこととするが、次の点にも留意すること。

ア　長岡地域振興局内６所属（企画振興部、県税部、健康福祉環境部、農林振興部、地域整備部、児童・障害者相談センター）毎に給油数量をとりまとめ、各所属毎に請求書を作成し、内訳書を添付する。

イ　内訳書には、各車の、1回毎の給油日と給油量、1か月毎の総給油量を明示する。

ウ　請求金額は、各部毎に1か月間の総給油量に税抜単価を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額を請求金額とする。また、請求書には税抜額と税込請求金額を明記する。